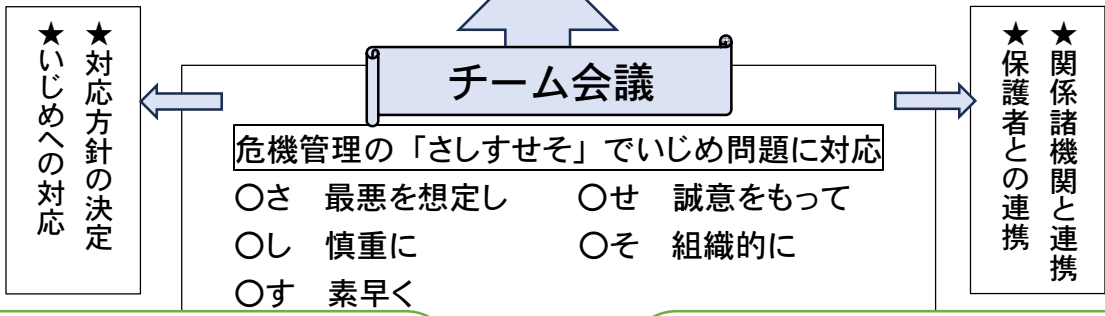


いじめ防止基本方針

いじめは「人間として絶対に許されないこと」「どの子にも起こり得ること」「どの子も被害者にも加害者にもなり得ること」という基本認識に立ち、アンテナを高く組織的に未然防止、早期発見、早期対応に取り組みます。

いじめの定義

いじめとは、当該児童と一定の人間関係にある児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）で、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているもの。（けんかやふざけ合いであっても、好意で行った行為が相手に苦痛を感じさせた場合も。）



早期発見のための情報共有

- ①教育相談会
- ②主任会、運営委員会
- ③職員打ち合わせでの情報共有

早期発見のためのアンテナ

- ①いじめ発見アンケート
- ②スマイルウィーク
- ③個人面談
- ④六小教育の日の相談活動

いじめ防止のために

- ①学校全体を通じて「いじめは人間として許されない」という認識を醸成します。
- ②互いの良さや違いを認め合うことのできる学級づくりを進め、みんなが笑顔で安心して過ごせる温かい学級をめざします。
- ③一人一人を大切にしたい子ども主体の授業を行い、みんなで高まる笑顔の授業づくりを進めます。